

尊厳死について（日本尊厳死協会副理事長 長尾和宏「尊厳死とは何か——生き方・死に方を選ぶ自由の重要性」／「慢性期.com」）から引用

・尊厳死

尊厳死とは、人生の最終段階において過剰な延命治療を行わずに、自然な経過に任せた先にある死のことです。自然死、あるいは平穏死とも呼ばれます。

重要なポイントは、早期から十分な緩和ケアを提供するという点です。決して“何もしないこと＝尊厳死”ではありません。

・安楽死

- 安楽死には、
1. 積極的な安楽死
 2. 消極的な安楽死、
 3. 医師による自殺ほう助（直接的安楽死、間接的安楽死）などがある

安楽死とは、自分自身で実行できない状態において、行為の主体として他人が関与し、身体侵害によって死をもたらすことです。

- ・積極的安楽死とは、本人の命を終わらせる目的で“薬物を投与すること”を指します。たとえば、植物状態（大脳は機能しなくなったものの、視床下部と脳幹は機能し続けている状態）の患者さんに対して、本人の意思に基づき、致死量の鎮痛剤を投与するのは積極的安楽死で、
- ・消極的安楽死とは、同様の目的で“薬物を投与しないこと”を指します。延命治療をせずに自然に死を迎えるのが消極的安楽死（尊厳死）です。
- ・自殺ほう助とは、自殺の意図を持つ者に有形・無形の便宜を提供することにより、その意図を実現させることです。行為の主体として本人が関与します。たとえば、処方された薬や毒物、そのほかの行為によって自ら命を断つことを指します。医師が注射を打つなどして死に至った場合には直接的安楽死となり、本人が薬を飲んだ場合などは間接的安楽死となります。日本において、自殺ほう助は倫理的・法的に許容されていません。

尊厳死に対する世界各国の取り組み

- ・尊厳死（自殺ほう助を除く、治療中止によるもの）は、アメリカ全土、イギリスなどの欧州諸国、台湾やシンガポールなどのアジア各国で認められています。
- ・安楽死（積極的安楽死および医師による自殺ほう助）については、オランダやベルギー、ルクセンブルク、オーストラリアの一部の州などで法的に容認されています。

尊厳死が実現しないことによる問題

「最期を迎える場所がどこであっても、人間の尊厳は守られるべきです。それなのに、現在はその方がいる場所によって最期の姿が全く違う。これは患者さんにとって不幸なことです。亡くなる直前まで多量の点滴を続けられれば、手足がひどくむくみ、患者さんはとても苦しい思いをします。加えて人工呼吸器や胃ろうなどの管が何本も体につながれた状態になり、最終的には“持続的鎮静”といって、麻酔を使い眠らせるような形で最期を迎えることもあります。これは果たして私たちが望む最期といえるのでしょうか。」（長尾和宏）